

爲すことを怠り、不正に濫費して遂に缺損を生じ、之が補填策を講ぜずして、基本財産中より不法に流用したる點、定款無視の責免る能はざる處なり。

(二) 不動産土地不正賣却不法領得

大阪市に本協會は土地を所有せる處、定款を無視して之を効かに日本海員組合に賣却の契約を爲し、且つ日本海員組合長濱田國太郎氏に對し、謝禮金並に運動費の名儀を以て昭和七年度に於て海員協會共濟部資金中より金壹千圓也を支出贈與して、昭和七年末頃に既に右土地代金の内壹萬圓也を、日本海員組合より領得しながら之を隠蔽して、其間不正の利得を爲すと共に不法に横領消費し居れり。

第二 一般會計に於ける不正處分(所謂本部一般會計)

(一) 別途積立金名儀に假裝せる失業救濟費別途積立金の不當流用

是れ既に前年基本財産より、失業者救濟の爲り支出を承認せられたる失業救濟費中の殘金にして、支出保留の積立金なるが、右金員中より金五千六百圓也を前年度に

經常費に流用立替したる事實も、經常費の濫費による損失を醸成したる事は甚だしき不當なり。

(二) 協會雜誌印刷不正請負

海員協會は、毎月雜誌を發行し其の印刷費年額昭和八年度に於て金壹萬五千八百圓也を、神戸市民潮社事溝口傳へ請負はせ之を支拂ひ、印刷代一枚約壹厘九毛宛となり、他の有名なる印刷所に於ける一枚の印刷代は約壹厘乃至壹厘三毛を以て請負ひ、一ヶ年八千四百圓乃至一萬三百圓程度に雜誌代として支拂ひ六割乃至九割の節約を爲し得るに拘らず、敢て溝口傳をして利得せしめ居れるは最も甚だしき不正の理由を成すものなり、是れ協會幹部と溝口傳との多年の不正因縁を證する事實なり。

第三 特別會計に屬する不正處分

(一) 共濟部機構の濫費並に資金不正處分